

4 会 広 整 総 号 外
令 和 4 年 4 月 1 日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松地方広域市町村圏整備組合
管 理 者 室 井 照 平
(公 印 省 略)

工事低入札価格調査の算定基準の一部改正について (通知)

このことについて、工事の低入札価格調査制度における国及び中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルの調査基準価格の算定基準を基本とするべく、当組合の低入札価格調査の調査基準価格についても、国等の取扱いに準じ一部改めましたので、お知らせいたします。

なお、改正後の基準については、令和4年4月4日以後に入札公告及び指名通知を行う入札より適用いたします。

記

1. 低入札価格調査の調査基準価格の算定基準の改正内容

<工事に係る低入札価格調査基準の改正>

算定基準のうち「一般管理費等」を10分の5.5から10分の6.8に改める。

(現行)			(改正後)	
・ 直接工事費	× 0.97	⇒		変更なし
・ 共通仮設費	× 0.90	⇒		変更なし
・ 現場管理費	× 0.90	⇒		変更なし
・ 一般管理費等	× <u>0.55</u>	⇒	一般管理費等	× <u>0.68</u>